

2017年度運輸安全マネジメントの取り組みについて

1 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、法令に基づいた「運輸安全マネジメント」を確実に実施し、全社員が一体となって常に輸送の安全の確保と安全性の向上に努めます。

- (1) 経営幹部は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に対し、「輸送の安全の確保が最も重要である」との意識を徹底させるとともに、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCAサイクル）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全の確保と安全性の向上に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(2016年度)

(事故類型別の事故件数)

該 当 項 目		100万 ^キ 〇当り件数(総件数)
有責運転事故	死 傷	0.00件(0件)
	車 内	0.00件(0件)
車 両 故 障		0.47件(19件)※1

※1 代替車又は後続便等で輸送を継続

当社は2016年度に、輸送の安全確保命令、業務改善命令及びその他行政処分等は受けておりません。

3 輸送の安全に関する2017年度目標

- (1) 法令遵守を徹底し、重大な運転事故(責任事故)を発生させない
- (2) 自社整備による確実な車両点検により、車両に起因する重大な事象を発生させない
- (3) 上記以外の軽微な事象や故障についても着実に減少させる
- (4) 安全研修センターにおける研修のさらなる充実を図る
- (5) 乗務員の過労防止や健康管理に引き続き万全を期す

以上の目標に向かって、全社を挙げて取組み、お客さま、社会に対して「安全・安心」を提供することに努めます。

4 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

○2016年度に講じた措置

当社は「バス事業における経営の根幹は『安全』である」との認識に立ち、安全性向上のための取り組みを継続して推進しています。

また、当社の安全に関する具体的な実行計画である「第二次中期安全計画」（2014～2016年度）の最終年度として、計画に沿って以下の取り組みを着実に進めました。

- (1) 安全研修センターにおける新任乗務員研修について、新任乗務員のレベルに応じたきめ細やかな研修を従来以上に実施するため、現行のカリキュラムや研修期間の見直しを実施しました。また、全乗務員を対象とした定期研修では、新たに異常時対応のカリキュラムを追加しました。
- (2) 衝突被害軽減ブレーキをはじめとする安全運転支援装置の全高速バス標準装備を2017年度内に完了させるため、2016年度においても26両の新造車を導入しました。
- (3) 電子制御化が進むバスの装置の点検に不可欠な電子診断テスターを導入し、点検整備の近代化を図るとともに、故障の未然防止と原因発見を実施できるようにしました。
- (4) 前年度に引き続き、安全運転中央研修所の研修を利用し、専門施設による実技体験等を通じて、乗務員の安全意識と運転技能の向上に努めました。また、全乗務員を対象とした実技研修及び危険予知トレーニングにも継続して取り組みました。
- (5) 事故や災害、バスジャックなど、「いざ」という時に迅速で的確な初動対応がとれるよう、運行中の異常事態を想定した訓練を今年度も継続して実施しました。
- (6) 車両故障や車両不具合を一層減少させるため、法定点検項目に加え、バスの構造に特化した自社独自項目を設定・充実させ、車両品質の向上を図りました。
- (7) 社員の健康状態について、日頃の「声かけ」や個人面談を通じて定期的に把握する取り組みを継続したほか、今年度も人間ドック費用補助・SAS検査費用補助や循環器疾患に関する検査費用補助を実施し、社員の健康管理の増進に努めました。
- (8) 安全統括管理者及び本社経営幹部による職場巡視、総点検を引き続き定期的に行い、法令の遵守状況やPDCAサイクルの円滑な運用状況等の点検はもとより、現業機関社員と積極的なコミュニケーションを図り、現状の問題点の把握と改善につなげました。また、過労防止基準については、国の基準よりも厳しい当社の独自基準を設定しており、その遵守状況の点検を重点的に実施しました。
- (9) 管理の受委託について、受委託関係にある会社間で開催している「安全推進会議」を定期的に実施しました。また、毎月開催している安全推進委員会などを通じ、グループ会社とも引き続き緊密に連携して安全に関する取り組みを行いました。

○2017年度に輸送の安全のために講じる措置（計画）

2017年度も引き続き、安全をトッププライオリティに掲げ、輸送の安全確保に全力で取り組みます。あわせて、新たに作成した「第三次中期安全計画」（2017～2019年度）に基づき、安全対策のさらなる深度化を図ります。

- (1) 安全研修センターにおける指導運転士研修を新設し、支店における指導者の育成と指導内容の強化とフォローアップを図ります。
- (2) 衝突被害軽減ブレーキをはじめとする安全運転支援装置の全高速バス標準装備を2017年度内に完了させるため、新造車の導入による車両更新を継続して行います。また、車両の安全装置が確実に作動するよう、法定検査での安全装置の点検項目を追加するとともに、全乗務員にその重要性和機能について教育します。
- (3) ヒューマンファクターの視点に基づく事故や故障の原因究明を行い、有効性・継続性のある再発防止と未然防止に取り組めます。
- (4) 前年度に引き続き、安全運転中央研修所の研修を利用し、専門施設による実技体験等を通じて、乗務員の安全意識と運転技能の向上に努めます。また、全乗務員を対象とした実技研修及び危険予知トレーニングにも継続して取り組みます。
- (5) 事故や災害、バスジャックなど、「いざ」という時に迅速で的確な初動対応がとれるよう、運行中の異常事態を想定した訓練を今年度も継続して実施します。また、運行管理業務にICTを積極的に導入し、運行途中に発生する様々な事態に迅速かつ効果的に対処するための近代化を図ります。
- (6) 車両故障や車両不具合を一層減少させるため、法定点検項目に加え、バスの構造に特化した自社独自項目を設定・充実させ、車両品質の向上を図ります。
- (7) 社員の健康状態について、健康診断後の加療状況を含めてきめ細やかにフォローし、サポートできるよう、日頃の「声かけ」や個人面談の取り組みを継続して行います。また、人間ドック費用補助や循環器疾患に関する検査費用補助等、当社独自の補助制度について広く周知し、引き続き、受診を慫慂することで、社員の健康増進と健康管理に対する意識の高揚を図ります。
- (8) 安全統括管理者及び本社経営幹部による職場巡視、総点検を引き続き定期的に行い、法令の遵守状況やPDCAサイクルの円滑な運用状況等の点検はもとより、現業機関社員と積極的なコミュニケーションを図ることにより、現状の問題点の把握と改善につなげます。また、過労防止基準については、国の基準よりも厳しい当社の独自基準を設定しており、その遵守状況の点検を重点的に実施します。
- (9) 管理の受委託について、受委託関係にある会社間で開催している「安全推進会議」を継続して実施します。また、毎月開催している安全推進委員会などを通じ、グループ会社とも引き続き緊密に連携して安全に関する取り組みを行います。

5 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制

- (1) 当社における輸送の安全に関する情報の伝達体制の概略図は別紙のとおりです。
(別紙 1 参照)
- (2) 事故・災害等に対する異常時対策本部組織図は別紙のとおりです。(別紙 2 参照)

6 輸送の安全に関する教育・研修の実施状況及び計画

- (1) 本社経営幹部と現場第一線社員との意見交換
乗務員研修時や年 2 回の安全総点検時をはじめ、支店における安全推進会議、飲酒運転防止特別会議、指導運転士会議などに随時本社経営幹部が赴き、現場第一線社員及び支店長等との意見交換を実施しています。
- (2) 運行管理者・整備管理者及びその補助者への教育
年 1 回、全ての運行管理者・整備管理者に対する当社独自の研修を行い、関係規程の遵守・点呼執行業務の重要性等について指導を徹底しています。また、その補助者についても同様の教育を行っています。
- (3) 乗務員への教育
 - ・全ての乗務員に対し国土交通省告示に基づく安全運転意識の徹底の教育を実施しています。
 - ・当社の安全研修センターにおいて、新規採用の乗務員を対象とした新任乗務員研修を行っています。また、全ての乗務員は 3 年毎に 1 回、安全研修センターでの定期研修と運転適性診断を受講しています。なお、訓練では訓練専用車を使用し、各種の走行データに基づく指導を行っています。
 - ・冬季のスリップ事故防止を目的とした雪上訓練、運行中の異常事態への適切な対処を目的とした訓練を定期的実施しています。また、環境保護の観点から、訓練専用車のデータを用いたエコドライブ教育も行っています。
- (4) グループ会社との意見交換
当社のグループ会社であるジェイアールバステック株式会社は当社が毎月開催している安全推進委員会に出席し、相互に安全意識の共有・向上に努めています。

7 輸送の安全に関する内部監査結果

当社は安全管理規程に基づき、夏期（7/15～8/15）及び年末年始（12/09～1/10）の安全総点検期間中に、全支店を対象に、社長をはじめとする本社幹部社員による安全監査を実施しました。特に、道路運送法等、法令を遵守した業務を行っているか、また、運輸安全マネジメントを確実に実行しているか、について重点的に監査を実施し、適確な業務執行を確認しています。

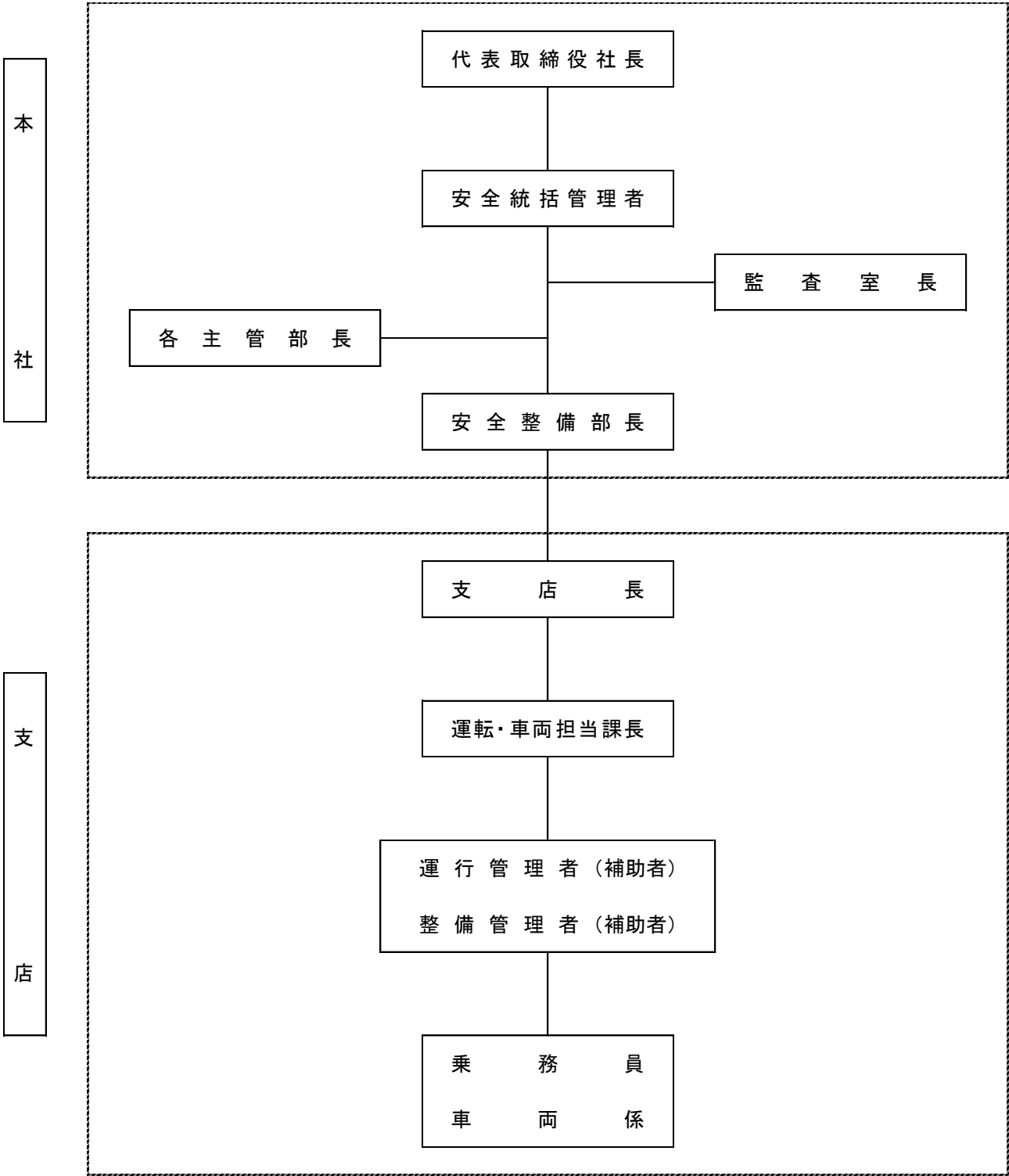
8 安全管理規程

「安全管理規程」は[こちら](#)です。

9 安全統括管理者

氏名	大井康裕
役職	常務取締役

輸送の安全に関する情報の伝達体制



異常時対策本部組織図

